

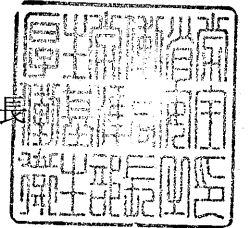
基安発0805第1号

平成26年8月5日

一般社団法人全国木材組合連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長



労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上之死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。



労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成 22 年、23 年、24 年と 3 年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成 25 年は 4 年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成 26 年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比 19.4%（6 月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業 4 日以上之死傷者数も対前年比 3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や 2 月の大雪の影響のほか、4 月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成 26 年 8 月 5 日

厚生労働省労働基準局

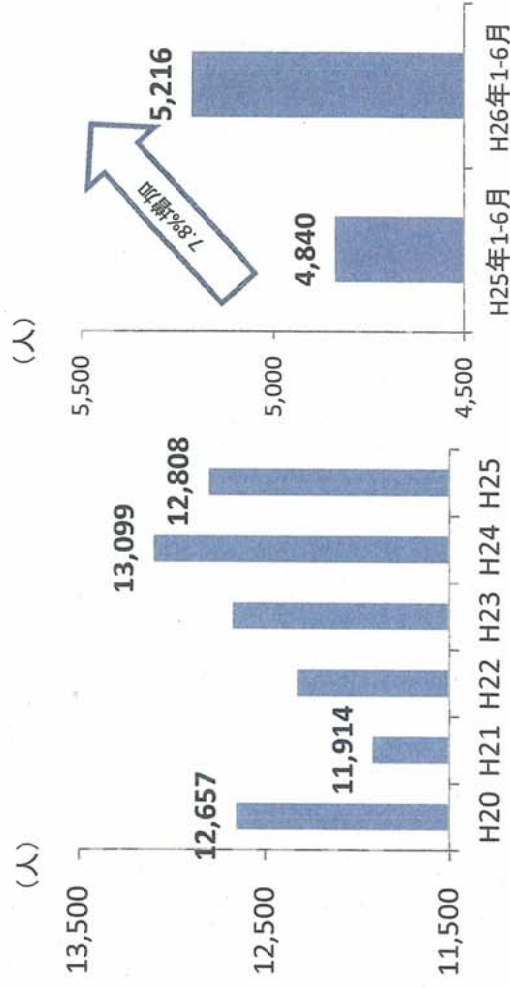
安全衛生部長 土屋 喜久

①

小売業における労働災害の発生状況

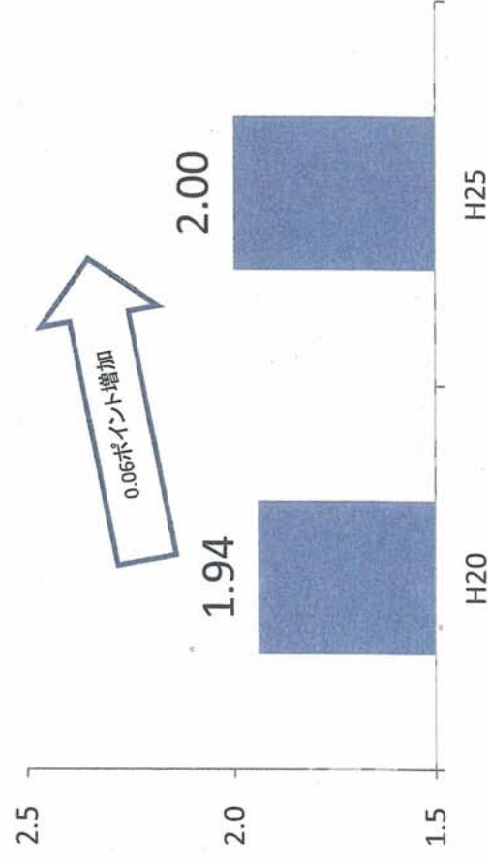
休業4日以上の死傷災害

- 平成25年に減少に転じるも、本年は再び増加(対前年比**7.8%増**)



災害発生率

- 災害発生率(1000人当たりの災害発生件数)は、5年前と比較して**0.06ポイント増**。

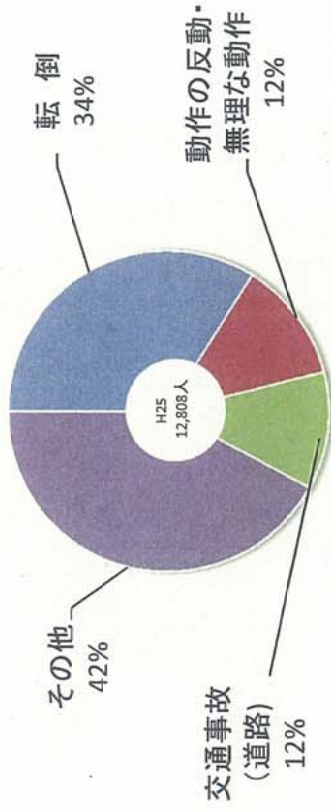


②

小売業における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 事故の型別にみると、「転倒」が34%を占め、次いで「動作の反動・無理な動作」(12%)が多く、この二つで46%を占める。



年齢別死傷者数内訳

- 年齢別にみると、50歳以上の死傷者数の割合が増加し、平成25年は過半数を占める。



課題

- 転倒や無理な動作による腰痛など生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多い。
- 高齢者の労働災害が多い。
- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の選任等が義務づけられていない業種(※)。

(※ 各種商品小売業、家具等小売業、小売業、小売業、小売業を除く小売業。)

事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要
そのためにも安全管理体制を整備することが必要

③

小売業において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする。

(例：関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示すような安全活動を実施する。

○職場内の整理整頓(4S活動)

○危険予知(KY活動)

○危険の「見える化」

○安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する。

3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する。

報道関係者 各位

平成 26 年 8 月 5 日 (火)

【照会先】

労働基準局安全衛生部

安全課

課 長 田中 敏章

主任中央産業安全専門官 木口 昌子

労働衛生課

課 長 泉 陽子

主任中央労働衛生専門官 毛利 正

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5481)

(直通電話) 03(3595)3225

「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施

～死亡災害の大幅な増加を受け、業界団体などに緊急要請～

厚生労働省は、このたび、平成 26 年上半期の死亡災害の大幅な増加を受け、労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策を実施します。

平成 26 年 1 月～6 月の労働災害発生状況(速報値)は、死亡者数は対前年比 19.4% (71 人)の増加、休業 4 日以上之死傷者数は対前年比 3.6% (1,625 人)の増加となりました。

緊急対策の柱は、以下の 2 点です。

1 業界団体などに対する労働災害防止に向けた緊急要請

以下の緊急要請を厚生労働省労働基準局安全衛生部長名で実施。

(1) 産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検の要請

経済活動の一層の活発化が見込まれる中で労働災害の増加が懸念されることから、産業界全体(約 250 団体)に対し、企業の安全衛生活動の総点検と労使・関係者が一体となった労働災害防止活動の実施を要請。

(2) 労働災害が増加傾向にある業種に対する具体的な取組の要請

特に労働災害が増加している業種(製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店)に対しては、労働災害防止のための具体的な取組内容を示し、その確実な実施を要請。

2 都道府県労働局、労働基準監督署による指導

都道府県労働局と労働基準監督署において、労働災害防止団体などと連携した安全パトロールを実施するほか、事業場が自ら実施した安全点検の結果などを踏まえた指導などを実施。(平成 26 年 8 月 1 日開催の全国健康安全主務課長会議で指示)

(2) 労働災害が増加傾向にある業種に対する具体的な取組の要請

特に労働災害が増加している業種（製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店）ごとに、以下の取組を確実に実施するよう要請します。

(製造業)

- ・製造業の中でも災害件数が多い食料品製造業を対象として、食品加工用機械による「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」などの災害防止のための事業者自身による点検や対策ならびに新規雇入れ時教育の徹底
- ・暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

(建設業)

- ・「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- ・暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

(陸上貨物運送事業)

- ・災害が最も多いトラックからの「墜落」に的を絞り、業界団体の連携によるトラックドライバーなどに対する周知啓発活動の展開
- ・平成 25 年 3 月に策定した「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知状況と取組実施状況（特に荷主との連絡調整などの状況など）についての事業者自身による点検や対策の実施

(第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）)

- ・危険に対する「気づき」を促し、安全意識を高めるため、各職場における安全活動の活性化[危険予知（KY）活動、職場内の危険マップ作り]の促進と、「安全推進者（＝安全の担当者）」の配置
- ・社会福祉施設に対する腰痛予防対策の周知・啓発

2 都道府県労働局、労働基準監督署による指導

都道府県労働局、労働基準監督署において、労働災害防止団体などと連携した安全パトロールを実施。

また、上記 1（2）で事業場が自ら実施した安全点検の結果などを踏まえ、集団指導、個別指導による改善指導などを実施。

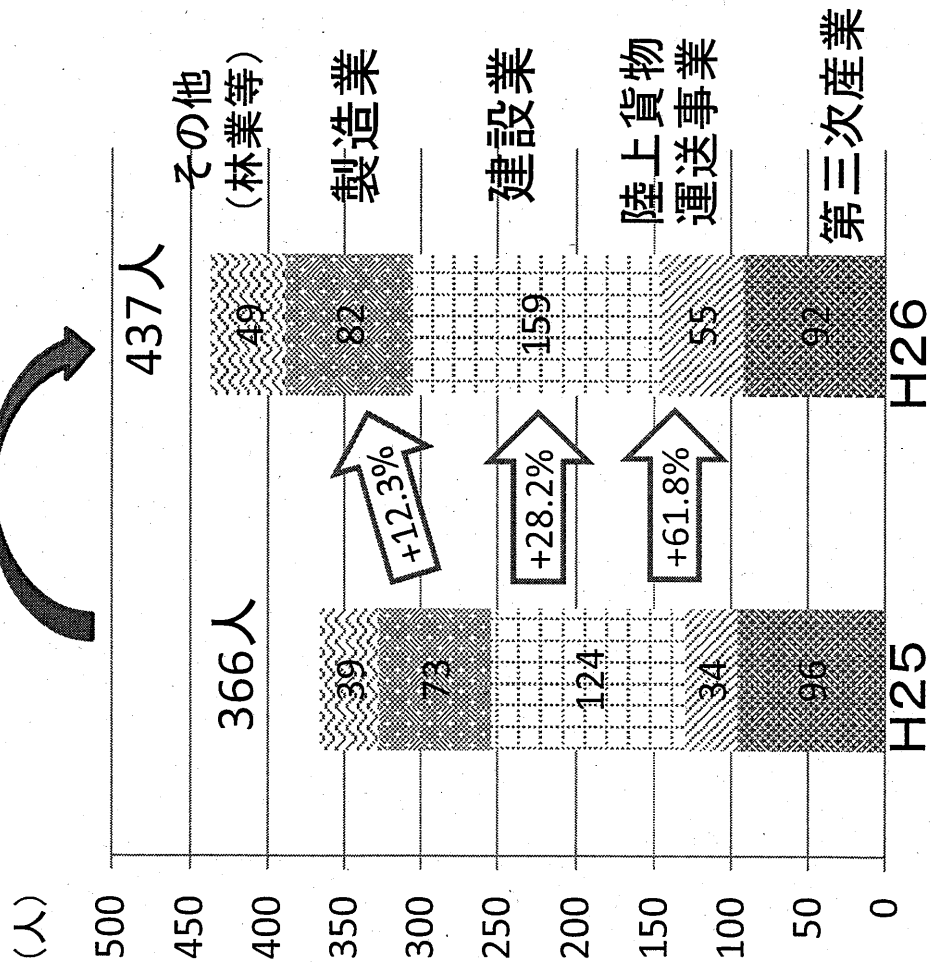
【別添資料】

- ・平成 26 年（1 月～6 月速報値）の労働災害発生状況
- ・平成 26 年（1 月～6 月速報値）の労働災害発生状況の分析
- ・緊急要請文
- ・重点業種別の対策

平成26年(1月～6月速報値)の労働災害発生状況

従前から労働災害防止活動を展開している業種でも死亡災害が大幅に増加

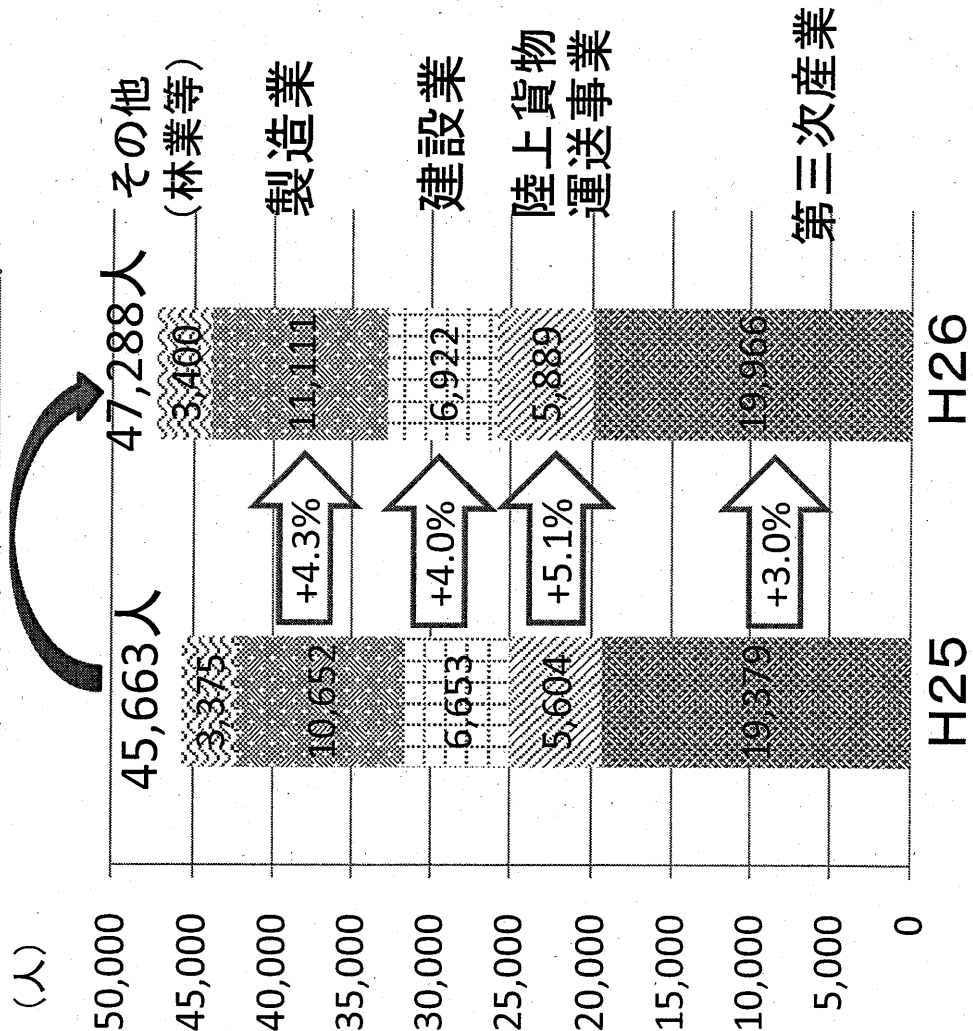
+71人(+19.4%)



出典: 死亡災害報告(速報値)

休業4日以上の死傷災害は、小売業などの第三次産業でも大幅に増加

+1,625人(+3.6%)



出典: 労働者死傷病報告(速報値)

平成 26 年（1 月～6 月速報値）の労働災害発生状況の分析

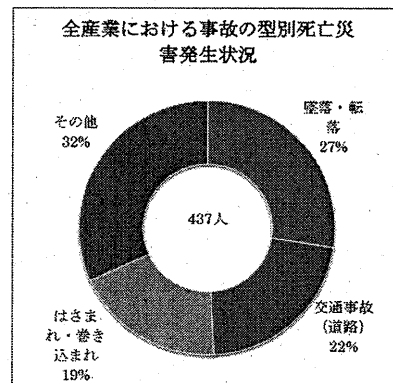
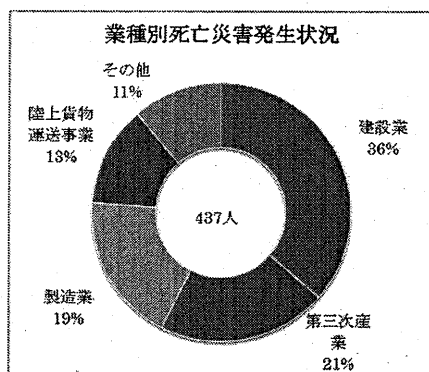
1 労働災害の発生状況について

（1）死亡災害

平成 26 年（1 月～6 月速報値）の全産業における死亡者数は、437 人で、前年同期に比べて 71 人増（19.4%増）と大幅に増加している。

業種別で見ると、建設業（159 人）、第三次産業（92 人）、製造業（82 人）、陸上貨物運送事業（55 人）の順で災害が多発している。

事故の型別で見ると、「墜落・転落」（120 人）、「交通事故（道路）」（95 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（83 人）の順で災害が多発している。

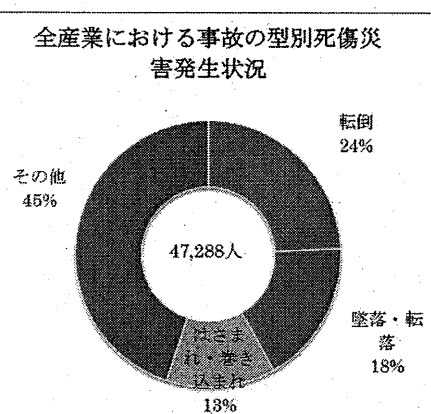
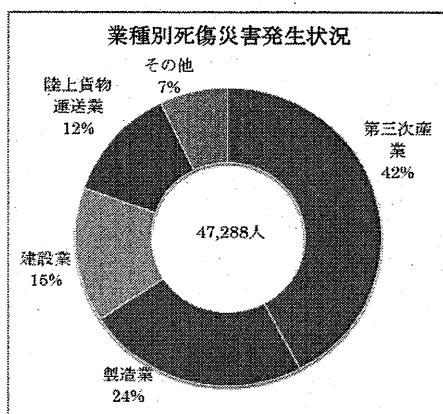


（2）死傷災害

平成 26 年（1 月～6 月速報値）の全産業における死傷者数（休業 4 日以上）は、47,288 人で前年同期に比べて 1,625 人（3.6%）増加している。

業種別で見ると、第三次産業（19,966 人）、製造業（11,111 人）、建設業（6,922 人）、陸上貨物運送事業（5,889 人）の順で災害が多発している。

事故の型別で見ると、「転倒」（11,474 人）、「墜落・転落」（8,290 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（6,298 人）の順で災害が多発している。



労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成 22 年、23 年、24 年と 3 年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成 25 年は 4 年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成 26 年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比 19.4%（6 月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業 4 日以上之死傷者数も対前年比 3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や 2 月の大雪の影響のほか、4 月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成 26 年 8 月 5 日

厚生労働省労働基準局

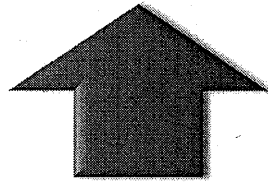
安全衛生部長 土屋 喜久

重点業種別の対策

製造業（死亡者数 対前年同期比12.3%増、死傷者数 同4.3%増）

※数字は、平成26年1月～6月末の速報値

- ・ 機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害が大幅に増加（死亡42%、死傷5%増）
- ・ 経験年数1年未満の労働者の災害が大幅に増加（9%増）
- ・ 製造業の就業者は増加傾向

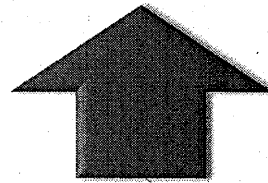


- ・ 労働災害が多発する食料品製造業について、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」災害を発生させた事業場に対し、自主点検の実施の要請
- ・ 業界団体等への自主点検・対策の徹底の要請
- ・ 業界団体等への新規雇入時教育の徹底の要請
- ・ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底
- ・ 自主点検の点検結果等を踏まえた局署による指導の実施

建設業（死亡者数 対前年同期比28.2%増、死傷者数 同4.0%増）

※数字は、平成26年1月～6月末の速報値

- ・ 建設需要が引き続き高水準
- ・ 鉄筋工、型枠工などの建設技能労働者の需給状況が逼迫
- ・ 安全衛生管理活動が低調になっていることが懸念
- ・ 「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害による死亡者数が大幅増加

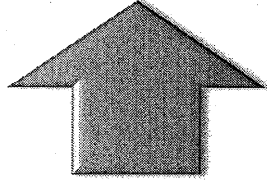


- ・ 局・署における「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」災害に係る点検・対策を重点としたパトロールの実施
- ・ 建災防、建設関係団体への「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」災害に係る点検・対策の徹底の要請（全国大会におけるパンフレット配布による周知啓発、支部におけるパトロールの実施等）
- ・ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

陸上貨物運送事業（死亡者数 対前年同期比61.8%増、死傷者数 同5.1%増）

※数字は、平成26年1月～6月末の速報値

- 死傷者数は平成21年以降、4年連続増加。本年（上半期）も増加傾向。
- 死傷災害は「墜落・転落」が最も多く（29.7%）かつ増加（5.6%増）。
- 特に荷積み、荷下ろし時のトラックからの「墜落」が最も多い。
- 死亡は、交通事故が最も多い。



- トラックからの「墜落」の防止に係る集中的な周知啓発を業界団体等に要請
- 災害発生事業場等に対し、「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく実施状況等に係る自主点検の実施の要請
- 荷主対策として、大規模商業施設等に対し、ガイドラインに基づく荷主の取組手法の周知

第三次産業

小売業

（死傷者数 対前年同期比7.8%増）

社会福祉施設

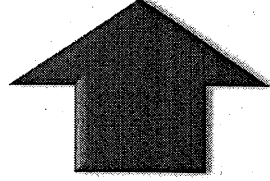
（死傷者数 同4.5%増）

飲食店

（死傷者数 同6.2%増）

※数字は、平成26年1月～6月末の速報値

- 第12次労働災害防止計画の重点業種である小売業、社会福祉施設及び飲食店のいずれも、死傷者数が増加。
- 特に社会福祉施設などでは、労働者数の増加や、高齢化が顕著。
- 「転倒」や「無理な動作」による腰痛など、生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多く、事業者、労働者とも労働災害に対する意識が不十分。



- 安全推進者の配置及び職場での安全活動の活性化について行政による周知・指導
- 上記事項を関係団体に対して要請
- 社会福祉施設については、都道府県や社会福祉団体とも連携
- 社会福祉施設に対して「職場における腰痛予防対策指針」の研修会を実施

＜労働災害発生状況のポイント（平成 26 年 1 月～6 月（速報値）＞

（１）死亡者数

- ・全産業における死亡者数は 437 人で前年同期に比べ 71 人、19.4%と大幅に増加。
- ・業種別で見ると、建設業（159 人）、第三次産業（92 人）、製造業（82 人）、陸上貨物運送事業（55 人）の順で災害が多発。

（２）死傷者数

- ・全産業における死傷者数（休業 4 日以上）は 47,288 人で前年同期に比べ 1,625 人、3.6%増加。
- ・業種別で見ると、第三次産業（19,966 人）、製造業（11,111 人）、建設業（6,922 人）、陸上貨物運送事業（5,889 人）の順で災害が多発。

（３）業種ごとの労働災害発生状況

（製造業）

- ・機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」の死傷災害が大幅に増加（対前年同期比 5.4%増）

（建設業）

- ・屋根、足場、はしご・脚立などからの「墜落・転落」と建設機械などに「はさまれ・巻き込まれ」災害などによる死亡者が大幅増加（同 28.2%増）

（陸上貨物運送事業）

- ・荷積み、荷下ろし時のトラックからの墜落をはじめとした「墜落・転落」の死傷災害の増加（同 5.6%増）

（第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店））

- ・転倒や無理な動作による腰痛などが多発

（４）増加要因

2 月、3 月の災害増加が顕著であることから、大雪の影響による交通労働災害や転倒災害の増加、消費税増税前の駆け込み需要に伴う生産活動や物流量の増加が大きな要因と考えられます。

また、4 月以降も 2 月、3 月程ではないものの、対前年を上回る傾向にあり、産業活動が引き続き活発になってきているものと考えられます。

＜具体的な取組＞

1 業界団体などに対する労働災害防止に向けた緊急要請

（１）産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検の要請

労働災害防止団体、関係事業者団体、労働組合など（約 250 団体）に対して、以下の事項を厚生労働省労働基準局安全衛生部長名で要請します。（別添の緊急要請文参照）

- ① 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- ② 安全管理者などを選任する必要がある事業場（第三次産業のほとんどの業種が該当）においても、安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- ③ 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること